

答申第109号
令和8年1月16日

青森県知事 殿

青森県情報公開・個人情報保護審査会
会長 森 雄亮

青森県情報公開条例第17条第1項の規定による諮問について（答申）

令和6年12月25日付け青道第452号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

道路課職員の人事記録についての不開示決定処分に対する審査請求についての諮問

別 紙

答 申

第1 審査会の結論

青森県知事（以下「実施機関」という。）が、審査請求の対象となった行政文書を不開示としたことは、妥当である。

第2 資問事案の概要

1 行政文書開示請求

審査請求人は、令和6年8月20日、実施機関に対し、青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号。以下「条例」という。）第5条の規定により、「道路課長が保有する道路課職員の人事記録」について、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に係る行政文書（以下「本件対象文書」という。）として「青森県人事記録」を特定した上で、条例第7条第1号に該当するとして、不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和6年9月3日、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和6年11月28日、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 本件審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、全部開示を求める。

2 本件審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書等によると、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書

本件対象文書は道路課職員の青森県職員としての能力資格を有していることを明らかにしているものであり、一般県民としても当該職員の青森県職員としての能力資格を有しているか否かを確認するために必要な情報であり、全部開示をするべきである。

(2) 反論書

ア 青森県は「報道等」及び「青森県職員録の販売元」に対して「県職員の所属及び職氏名」情報を提供している。これは青森県が「県職員の所属及び職氏名」を公にすることを予定しているものである。

審査請求人は本件審査請求においては全部開示を求めているが、少なくとも本件対象文書の「所属及び職氏名」は開示するべきである。

イ 県民としては県庁職員として仕事をしている職員の履歴、経歴、資格を知りたいと思うし、その職員がその仕事に向いているかについての情報を知りたいと思うことは悪いことではないと思う。また、県職員が自分の履歴、経歴、資格を恥ずかしがる必要はない。職員の履歴、経歴、資格は仕事に関係することなので、開示しても良いと思う。

(3) 口頭意見陳述

ア 行政不服審査法第31条に基づくもの

今回全部不開示となつたことは、前回と取り扱いが異なつておらず、そのような事情変更があつた事実について弁明書の中では主張がされていないので、今初めて聞いた。私が以前情報開示請求を行つた際は、人事記録については一部不開示とされていた。条例など何も改正がされず、解釈変更も公にされていなければそのままに全部不開示となつてゐるため、今回の全部不開示は違法であると考える。

イ 青森県情報公開・個人情報保護審査会条例（平成21年12月青森県条例第90号）に基づくもの

(ア) 何十年も前から青森県では、県職員の定期人事異動の内示を報道等により公表している。また、一般に販売されている青森県職員録で県職員の所属及び職氏名が公にされていることは、実施機関も認めてゐるが、新聞での定期人事異動の内示の発表、青森県職員録で職員の所属及び職氏名が公表されて

- いるため、職氏名を含めて全て不開示とするのは違法であり不当である。
- (イ) 過去に実施機関に対して青森県人事記録を開示請求した際は、職員の氏名、採用年月日、職種及び人事履歴が開示されており、今回の実施機関の全部不開示という判断は違法であり不当である。
- (ウ) 人事記録を所管している人事課が過去に一部開示の決定をしているにもかかわらず、その副本を保管しているに過ぎない道路課が全部不開示をするというのは間違った対応である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が主張する本件処分の理由は、弁明書によると、おおむね次のとおりである。

1 本件対象文書について

本件対象文書は、青森県庁に所属する職員の氏名、旧氏名、職種、性別、職員番号、生年月日、国籍・本籍、採用年月日、学歴、採用試験、資格免許、表彰、人事履歴、給与履歴などの個人に関する情報が記載された文書であり、職員の人事管理の必要性により作成しているものである。

このため、本件対象文書については、所属長及び総務担当グループマネージャーなど限られた職員が厳重に管理し、一般の職員が自由に閲覧できない機密文書として取り扱っている。

2 条例第7条第1号本文への該当性について

条例第7条第1号は、個人に関する情報の不開示情報としての要件を定めており、同号本文では、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（中略）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定し、これらの情報については、原則として不開示とすることとしている。

本件対象文書は、上記1記載の項目で構成されており、道路課職員の人事情報が記載されていると認められる。

そして、これら的人事情報は、その全てが道路課職員の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められることから、本件対象文書は、条例第7条第1号本文に該当する。

3 条例第7条第1号ただし書への該当性について

(1) 条例第7条第1号ただし書イ該当性

関係する法令又は条例において、本件対象文書に記載の情報について公開を義務付けるような趣旨の規定は存在しない。青森県では、県職員の定期人事異動の内示を報道等により公表しており、また、一般に販売されている青森県職員録でも、県職員の所属及び職氏名が公にされているが、そのことをもって、本件対象文書に記載の情報まで慣行として公にされていると解することはできない。よって、本件対象文書に記載の情報は、条例第7条第1号ただし書イに該当しない。

(2) 条例第7条第7号ただし書口該当性

本件対象文書に記載の情報が、条例第7条第1号ただし書口に該当しないことは明らかである。

(3) 条例第7条第1号ただし書ハ該当性

本件対象文書に記載されている情報は、道路課職員の個人の身分取扱いに関するものであって、同職員が遂行した職務の内容が含まれていると解することはできないから、「職務の遂行に係る情報」であるとは認められない。

よって、本件対象文書に記載の情報は、条例第7条第1号ただし書ハに該当しない。

4 結論

以上のとおり、本件対象文書は条例第7条第1号に該当し、その全てを不開示とすることが妥当である。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めたものであり（第1条）、条例では、「実施機関は、行政文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなければならない」と定められている（第3条）。

この趣旨から、当審査会は、「原則開示」の理念に立って条例を解釈し、本件処分において実施機関が不開示としたことが妥当か否かについて、諮問事案の内容に即し、個別、具体的に判断するものである。

2 条例第7条第1号該当性について

実施機関は、本件対象文書に記載されている情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであり、かつ、条例第7条第1号ただし書のいずれにも該当しないとして、その全部を不開示としている。

そこで、以下、本件対象文書の条例第7条第1号該当性について検討する。

(1) 条例第7条第1号の趣旨

条例第7条第1号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（中略）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定し、これらの情報については、原則として不開示とすることとしているが、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報（同号ただし書イ）、人の生命等を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報（同号ただし書ロ）並びに公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分（同号ただし書ハ）は、同号の不開示情報から除くこととしている。

(2) 条例第7条第1号本文該当性

当審査会において本件対象文書を見分したところ、本件対象文書は職員ごとに作成されるものであり、個々の道路課職員について、その氏名、旧氏名、職種、性別、職員番号、生年月日、国籍・本籍、採用年月日、学歴、採用試験、資格免許、表彰、人事履歴、給与履歴等その身分取扱いに関する情報が文書全体にわたって一体的に記載されていると認められる。

そして、これらの情報は、当該道路課職員の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められるから、本件対象文書は、条例第7条第1号本文に該当する。

(3) 条例第7条第1号ただし書該当性

本件対象文書は、次のとおり、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しない。

ア 条例第7条第1号ただし書イ該当性

(ア) 本件対象文書に一体的に記載されている情報について、その公開を義務付ける法令等の規定があるとは認められない。

(イ) また、実施機関は県職員の定期人事異動の内示情報を公表しており、一般に販売されている青森県職員録には年度ごとの県職員の所属及び職氏名が掲載さ

れているが、本件対象文書には、これら以外の当該職員の個人に関する情報も記載されているから、本件対象文書に一体的に記載されている情報が慣行として公にされているとか、慣行として公にすることが予定されているものであると解することはできない。

(ウ) よって、本件対象文書に記載されている情報は、同号ただし書イに該当しない。

イ 条例第7条第1号ただし書ロ該当性

本件対象文書に記載されている情報が同号ただし書ロに該当しないことは、明らかである。

ウ 条例第7条第1号ただし書ハ該当性

同号ただし書ハは、当該公務員等の具体的な職務の遂行との直接の関連性を有する情報を対象としていると解するのが相当であるところ、本件対象文書に記載されている情報は、人事管理上保有する道路課職員個人の身分取扱いに関するものであって、当該職員の具体的な職務の遂行との直接の関連性を有するものと解することはできないから、当該職員の職務の遂行に係る情報であるとは認められない。

よって、本件対象文書に記載されている情報は、同号ただし書ハに該当しない。

3 条例第8条の規定による部分開示について

(1) 本件対象文書は、実施機関における職員の人事管理の必要から作成されたものであり、その内容を見分すると、個々の道路課職員に関する詳細な人事情報が記載されていると認められる。そして、これらの人事情報は、相互に関連性を有する一体不可分のものと解されるから、本件対象文書について部分開示を行うことはできないと認められる。

(2) なお、審査請求人は、前記第3の2(3)のとおり、口頭意見陳述において、実施機関が過去、別件開示請求に対して青森県人事記録の一部を開示していたことから、本件処分は違法であり不当である旨の主張をしているが、不開示情報該当性は開示請求の都度判断することとなるものであり、仮に同種の情報が公にされた事例があったとしても、ただちに公表慣行があるということはできない。そして、本件対象文書に一体的に記載されている情報に公表慣行があるとは認められない以上、審査請求人の主張は採用できない。

4 結論

以上のことから、本件対象文書につき、条例第7条第1号に該当するとしてその全部を不開示とした決定は妥当であると認められるので、第1のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

別記

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
令和6年12月25日	・実施機関からの諮詢書を受理した。
令和7年2月4日	・実施機関からの弁明書を受理した。
令和7年2月28日	・審査請求人からの反論書を受理した。
令和7年3月21日 (第168回審査会)	・審査を行った。
令和7年7月6日	・実施機関から行政不服審査法に基づく審査請求人の口頭意見陳述に係る記録書を受理した。
令和7年7月25日 (第172回審査会)	・審査を行った。
令和7年7月31日	・審査請求人からの口頭意見陳述申出書を受理した。
令和7年8月22日 (第173回審査会)	・審査を行った。
令和7年9月19日	・実施機関に対して本件対象文書の提示要求を行った。
令和7年9月26日 (第174回審査会)	・実施機関から本件対象文書の提示を受けた。 ・審査を行った。
令和7年10月24日 (第175回審査会)	・審査を行った。
令和7年11月28日 (第176回審査会)	・口頭意見陳述の手続を実施した。 ・審査を行った。
令和7年12月19日 (第177回審査会)	・審査を行った。

(参考)

青森県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	役 職 名 等	備 考
加藤 徳子	消費生活アドバイザー	
金子 輝雄	公立大学法人青森公立大学経営経済学部教授	
渋田 美羽	国立大学法人弘前大学人文社会科学部講師	
熨斗 佑城	弁護士	会長職務代理者
森 雄亮	弁護士	会長

(令和8年1月16日現在)